

議 事 日 程 (第6号)

平成31年3月22日(金) 午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第29号 | 平成31年度湖西市一般会計予算
予算特別委員長報告 |
| 日程第2 | 議案第30号 | 平成31年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算
総務経済委員長報告 |
| 日程第3 | 議案第31号 | 平成31年度湖西市介護保険事業特別会計予算
福祉教育委員長報告 |
| 日程第4 | 議案第32号 | 平成31年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算
総務経済委員長報告 |
| 日程第5 | 議案第33号 | 平成31年度湖西市公共下水道事業会計予算
建設環境委員長報告 |
| 日程第6 | 議案第34号 | 平成31年度湖西市水道事業会計予算
建設環境委員長報告 |
| 日程第7 | 議案第35号 | 平成31年度湖西市病院事業会計予算
福祉教育委員長報告 |
| 日程第8 | 議案第36号 | 湖西市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第9 | 議案第37号 | 湖西市新居スポーツ広場公園条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第10 | 議案第38号 | 湖西市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第11 | 議案第39号 | 湖西市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定について |

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（二橋益良） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。なお、撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので御報告いたします。

○議長（二橋益良） 日程に先立ち、平成31年3月湖西市議会定例会議案関係資料の一部訂正について、健康福祉部長から報告がございます。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山本 渉登壇〕

○健康福祉部長（山本 渉） 介護保険事業特別会計予算に関する説明書に一部誤りがございましたので、ここで訂正をさせていただきます。

訂正箇所は、説明書の5ページ上段、1節特別徴収保険料の説明欄、調定見込額が9億6,726万7,000円となっておりますが、正しくは9億7,626万7,000円でありますので、おわびして訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長の報告は終わりました。

続いて、損害賠償の額の決定及び和解について、市民経済部長から報告がございます。市民経済部長。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） 御報告いたします。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解に関して行いました専決処分につきまして、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。お手元の報告書をごらんいただきたいと存じます。

事故の概要でございますが、平成31年1月8日火曜日、午前10時半ごろ、静岡銀行湖西支店駐車場内において、職員がギアの選択を誤って公用車を駐車場のフェンスに接触し、変形させてしまったものでございます。

このたび、損害賠償としまして、23万1,120円を支払うことで示談が成立しましたので、専決処分をさせていただきます。なお、この費用につきまし

ては保険で全額補填されるものでございます。

今後につきましては、職員への安全運転の徹底を図り、同様の事故の防止に努めてまいり所存でございますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。以上で報告とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 続いて、損害賠償の額の決定及び和解について、都市整備部長から報告がございます。都市整備部長。

〔都市整備部長 内山賀津高登壇〕

○都市整備部長（内山賀津高） 地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解に関しまして専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。お手元の報告書をごらんいただきたく存じます。

この損害賠償につきましては、平成30年9月30日日曜日、午後11時ごろ、駐車場に駐車していた車両へ、市道三ツ谷谷上線の街路樹が台風24号の強風で根元から倒伏したことにより、フロントガラス及びボンネットなどを破損させたものであります。倒伏した樹木の調査を専門家に依頼したところ、菌類の付着により根元内部の約7割が腐食しており、強風で倒れてもおかしくない状態であったことがわかりました。

このため、損害賠償といたしまして、31万3,176円を支払うことで示談が成立しましたので、専決処分させていただきます。なお、この費用につきましては保険で全額補填されるものであります。

また、今回の事故発生後に臨時で行った緑化管理委託業者による街路樹調査により、異常を確認した樹木につきましては、その状況に応じて伐採除去などの対策を実施しているところであります。

今回の事故原因については、根元内部という発見しにくい場所の腐食でありましたが、点検の精度を高めることで同様な事故の再発防止を図ってまいり所存でありますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上、報告とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 続いて、事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 竹上 弘登壇〕

○**議会事務局長（竹上 弘）** 議案書の受理について申し上げます。本日、市長より条例改正2件、議会運営委員会より条例改正2件の追加議案が提出されました。以上で報告を終わります。

○**議長（二橋益良）** 報告は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○**議長（二橋益良）** 日程第1 議案第29号 平成31年度湖西市一般会計予算を議題といたします。

本案は、2月20日の本会議で予算特別委員会に付託いたしましたがお手元に配付してあります予算特別委員会審査報告書のとおり報告されております。

ここで、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長 渡辺 貢君。

〔予算特別委員長 渡辺 貢登壇〕

○**予算特別委員長（渡辺 貢）** 7番 渡辺 貢であります。

本3月定例会において当予算特別委員会に付託されました議案第29号 平成31年度湖西市一般会計予算について、3月8日午前9時半から委員会を招集し、委員全員と関係職員の出席を求め、3月8日、11日の両日において慎重に審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

委員会の審査の過程においては、細部にわたり多くの質疑、答弁が行われました。その後討論及び採決を行った結果、当予算特別委員会は賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、委員長報告とさせていただきます。

○**議長（二橋益良）** 予算特別委員長の報告は終わりました。

本件は、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

討論を行います。討論発言通告書が提出されております。初めに11番 荻野利明君の発言を許します。荻野利明君。

〔11番 荻野利明登壇〕

○**11番（荻野利明）** 11番 荻野利明。議案第29号

平成31年度湖西市一般会計予算について、反対討論を行います。

今、地方は、住民の暮らしの困難、福祉・医療の危機、地域経済の衰退、災害の復旧と備えなど、多くの課題に直面をしています。地方の衰退は長年の自民党政治が招いたものですが、安倍自公政権はこれに輪をかけて地方を壊し、国の制度改悪による社会保障削減や、広域連携・集約化と称した都市部での中心市街地への開発と立地の集中、学校や病院・公営住宅を初め公共施設の統廃合・縮小、上下水道の広域化・民営化などを推し進めています。地方自治体が政府の言いなりで住民に負担を強いるのか、それとも国の悪政から住民を守る役割を発揮するのか、市民の暮らしや営業に本予算がどう対応しているのか、市民の立場に立った、市民に寄り添った予算になっているのかが問われています。

私は、本予算は市民に寄り添うどころか、企業を優先し、市民を置き去りにした予算と言わざるを得ません。以下、問題点を指摘したいと思います。

第1に、自治体が国の悪政を住民の暮らしにそのまま持ち込むのか、暮らし・福祉・子育てを守る防波堤の役割を果たすのかが問われています。暮らしが大変になっているときだからこそ、自治体が社会保障削減、暮らし圧迫の悪政をそのまま持ち込み、住民に負担を強いるのか、それとも住民を守る防波堤としての本来の役割を果たすのかが鋭く問われています。

介護報酬を過去最大規模で削減しました。介護現場の低賃金と慢性的な人手不足を加速させ、介護難民を激増させています。要支援1、2の介護給付の打ち切り、特養ホーム入所の要介護3以上への限定などの改悪も次々と強行されています。生活保護基準の引き下げなど、福祉の切り捨ても強行されています。国・自治体の公的責任を後退させる子ども・子育て支援新制度の実施を強行しました。公的保育制度を壊し、基準がさまざまな保育サービスの導入、営利企業参入の拡大、公立保育所の廃止や強引な幼稚園との統合など、保護者の願いに逆行する保育制度の改悪です。

また、公の施設に関する使用料の設定基準は、施

設を利用する市民と利用しない市民、同じ市民を対立的に捉え、利用する市民に受益者負担だといって市民に負担を押しつけるものです。今、市民に負担を押しつけるのではなく、多くの市民に利用してもらうことを考えるべきであります。

第2に、大企業呼び込み大型開発依存の破綻した経済政策か、地域の力を生かす産業振興かが問われています。企業を呼び込めば、そのおこぼれで地域が栄えるという政策の破綻は明らかです。来年度、1企業の誘致のために15億円もの予算を組みました。最大の問題は、呼び込みのための大型開発、基盤整備や補助金の大盤振る舞いが地方財政を圧迫し、暮らしや福祉、地域にある中小企業や産業のための施策が犠牲にされ、それが地域経済の疲弊に拍車をかけていることです。地域経済を支える住民の消費、地域の産業、企業の活動が、呼び込みのために犠牲にされるという本末転倒の事態です。

地域に根を張って頑張っている中小企業、産業を応援し、地元の資源を生かした魅力ある事業発展を支援してこそ、若者を初めとした定住の拡大、人口減対策にもつながり、地方経済と地域社会の持続可能な成長に道を開くことができます。

第3に、災害から住民の命と財産を守る防災・減災対策を最優先に取り組むことです。開発や防災対策のあり方、監視・観測や研究体制の脆弱さが改めて厳しく問われています。首都直下型や南海トラフなどの大地震、台風や豪雨への備えを求める世論も強まっています。災害列島とも言われる日本列島の地震活動が新たに活発化しているとの指摘もあります。温暖化など、地球規模での気候変動の影響も懸念されています。従来の延長線上でない防災対策の抜本的な転換が求められています。

避難計画には高齢者や障害者、住民の安全な避難など、地域の防災対策を強化する取り組みが行われています。同時に、災害時に住民の命を守る地域の医療・福祉のネットワークを強化し、消防・自治体の人員確保を含め、体制強化を図ることが急務です。

湖西市には地震、津波、豪雨や暴風、土砂災害などといった自然災害が予想されています。もちろん、想定外も含めた対策が必要です。市民の生命を最優

先にした防災対策をお願いするものです。

第4に、貧困化の問題です。今、国民の間では貧困による格差の拡大が大きな問題になっています。国民に増税など負担増と社会保障の改悪、労働法制の改悪などを次々に押しつけてきた結果です。さらに消費税の増税、年金の引き下げや生活保護基準の引き下げ、後期高齢者医療の保険料の引き上げ、生活実態から離れた高い国保税など、貧困による格差を一層拡大しています。

さらに、財政が苦しいからといって、市民に負担を求めるやり方には反対であります。暮らしが大変になっているときだからこそ、住民を守る防波堤としての本来の役割を果たすよう求めるものです。

今回、子ども医療費の高校生までの完全無料化を実現したことは高く評価するものです。さらに給食費への助成や国保の均等割を子供分について減免に踏み出す自治体も生まれています。子供の貧困対策として考えていただきたいと思います。

第5に、今、国の誘導のもとに多くの自治体が人口大幅減の推計を前提にした立地適正化計画を立てています。そのもとで、中心部には行政投資を集中して乱開発をあおる。郊外では公共施設の統廃合など進める。これではまちの衰退計画でしかありません。こんな再編に希望などはありません。むしろ、人口減少を迎えるにはどうしたらいいのかと考え、子育てしやすいまち、お年寄りになっても住み続けられるまち、安全に暮らせるまちをどうつくるかという発想で進めるべきです。

その柱の一つが、日常生活圏の整備です。都市機能を集中させるのではなく、徒歩で行ける生活圏の中で日常生活で必要ないろいろな福祉や保育の公共施設や民間施設を整えていくのが重要です。もう一つは行政の地域化です。本庁に集中している行政を地域に分散していく。地域で職員と住民が話し合いながら課題に取り組む。そのほうが市民のニーズに合った効率的な地域運営ができます。

主な点について指摘をしましたが、私は長引く不況と財政難のときこそ、市民の暮らしや営業、福祉を守ることが最優先されなければならないと考えます。地方自治法第1条には「住民の福祉の増進を図

ることを基本として」とこう書かれています。市民の暮らしを守る防波堤としての行政の役割はますます重要になっています。この役割を強く求めて、反対討論といたします。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は反対討論でした。

次に8番 吉田建二君の発言を許します。8番 吉田建二君。

〔8番 吉田建二登壇〕

○8番（吉田建二） 8番 吉田建二です。議案第29号 平成31年度湖西市一般会計予算について、賛成の討論をさせていただきます。

本市の経済状況は、所得環境や企業の業績が上向き傾向にあることから、景気の回復を感じられるようになりましたが、市の財政を取り巻く環境は、現在そして将来にわたって極めて厳しい状況にあります。

そうした状況の中で本市の予算編成も行われており、歳入においては根幹をなす市税が対前年度比2.6%の増とし、継続中の大型建設事業の確実なる推進を図るため、市債を対前年度比81%の増額としています。普通交付税は合併算定がえの最終年度となり、臨時財政対策債と合わせ約2億5,000万円の減収、また消費税率引き上げに伴う幼児教育無償化により、保育料などが約7,000万円の減収となるなど、財源確保が大変厳しいものとなっております。

一方で自主財源である基金の活用につきましては、持続可能な財政運営を可能とするため、公共施設整備基金や地域福祉基金を活用することで、財政調整基金の繰り入れを極力抑え、財政の健全化を図ろうとする姿勢がうかがえます。また、公共施設の使用料の見直しにも取り組み、自主財源の積極的な確保にも努めております。

歳出全般においては、昨年度から引き続き全庁的な事業の見直しが行われており、創意工夫のもと財源を生み出し、選択と集中により、限られた財源を有効に活用していこうとする姿勢がうかがえます。

歳出予算では、今年度同様、職住近接を掲げ、移住も含めた定住の促進による人口減少対策や活力あるまちづくりのための事業が重点的に計上されてお

り、その中で新たな事業、住もっか「こさい」定住促進奨励金を創設し、昨年10月から始めた新婚さん「こさい」へおいでん新生活応援金とあわせ、若い世代の方の本市への移住・定住を促し、何とかして人口減少に歯どめをかけ、活力あるまちづくりを推進しようとする市の姿勢がうかがえます。

子育て支援の充実に着目した事業としては、岡崎幼稚園と新居幼稚園のこども園化のための施設整備の予算や、民間保育園などの開設支援の予算が盛り込まれており、保育の受け皿も拡充し、待機児童が解消するよう努めています。また、放課後児童クラブの環境改善のための施設整備の予算も計上されております。

社会保障の整備としては、ごみの焼却場再稼働の準備経費やリサイクルプラザの長寿命化計画策定のための経費が計上され、資源環境型社会の構築に努めています。また、産業の振興や雇用機会の拡大を図るため、浜名湖西岸土地地区画整理事業のさらなる推進のための予算が増額計上されているほか、大倉戸茶屋松線、鷲津駅谷上線、新所原笠子線の整備など、市民の利便性向上のための予算も盛り込まれております。

予算の内容につきましては、当局からの説明及び2日間にわたる予算特別委員会で、各担当者から詳細な説明を聞き、慎重に審議をいたしました。その内容については適切であり、限られた財源の中で苦慮しながら、10年先、20年先の将来をしっかりと見据え、市民の皆さんにとって真に必要な事業を着実に推進していく予算であると評価するものであります。

今後、総合計画に予定されている事業及び老朽化した公共施設の再配置計画など、数多くの早急に改修が必要な施設整備も控えていることから、さらなる経費の節減及び自主財源確保に向けた努力をして、選択と集中により、効率的で安定した市政を推進していただくことを期待いたしまして、私は平成31年度湖西市一般会計歳入歳出予算可決に対し、原案どおり賛成するものであります。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は賛成討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第29号について採決いたします。本案は予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（二橋益良） 起立多数であります。したがって議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第2 議案第30号 平成31年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案は、3月4日の本会議で総務経済委員会に付託をいたしましたがお手元に配付してあります総務経済委員会審査報告書のとおり報告されております。

ここで、総務経済委員長の報告を求めます。総務経済委員長 竹内祐子さん。

〔総務経済委員長 竹内祐子登壇〕

○総務経済委員長（竹内祐子） 総務経済委員長の竹内祐子です。

本3月定例会において当総務経済委員会に付託されました議案第30号 平成31年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算について、3月13日午前10時より委員会を招集し、委員全員と関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その経過の概要と結果を報告いたします。

質問 歳入4款2項、県補助金の保険者努力支援分について、補助の目的と前年度比減額となった理由は。

答弁 医療費適正化など国保財政の健全化につながる対策に取り組んだ成果を上げた市町に配分される補助金であり、平成30年度から本格実施されている。

前年度から減額となった要因として、保険者努力支援交付金の配分枠の競争が高まり、評価ポイントの高い取り組みが各市町でも進んだことにより、平準化したことが考えられる。

質問 歳出6款2項1目、特定健診事業について、受診率を上げるための施策は。

答弁 治療で通院中の人は特定健診未受診者が多いため、受診勧奨に努める。かかりつけ医や医師会との連携により、健診受診の意義についてのPRを行い、受診率を高めていきたい。また、平成30年度は追加健診のお知らせの表記を工夫したことにより、追加受診は例年より25%増の365人となった。

そのほかにも質問、答弁がございましたが、討論なく採決の結果、当総務経済委員会は全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（二橋益良） 総務経済委員長の報告は終わりました。

質疑を行います。ただいまの総務経済委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論発言通告書が提出されております。初めに11番 荻野利明君の発言を許します。11番 荻野利明君。

〔11番 荻野利明登壇〕

○11番（荻野利明） 11番 荻野利明。議案第30号 平成31年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算について、反対討論を行います。

今、全国どこでも高過ぎる国民健康保険税に住民が悲鳴を上げています。滞納世帯は289万。全加入世帯の15%を超えています。無保険になったり、正規の保険証を取り上げるなど、生活の困窮で医療機関の受診がおくれたため死亡した事例が、昨年1年間で77人に上るという深刻な事態も起こっています。

高過ぎる国保税は、住民の暮らしを苦しめているだけでなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険税が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、国保を維持可能とするためには被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張しています。

日本医師会などの医療機関も国民皆保険制度を守るために、低所得者の保険税を引き下げ、保険証の取り上げをやめるよう求めています。

国保加入者の平均保険料は、政府の試算でも中小企業の労働者が加入する協会健保の1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準です。高過ぎる保険税を引き下げ、国保の構造的な問題を解決するためには、公費を投入するしかありません。全国知事会、全国市長会、全国町村会なども、国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、2014年には公費を1兆円導入して協会健保並み負担率にすることを政府与党に求めました。もともと現行の国保制度がスタートした当初、政府は国民健康保険は被保険者に低所得者が多いこと、保険税に事業主負担がないことなどのため、どうしても相当額国庫が負担する必要があると認めていました。ところが、1984年の法改正で、国保への定率国庫負担を削減したのを皮切りに、国庫負担を抑制し続けてきました。国保加入者の構成も、かつては7割が農林水産業と自営業でしたが、今では43%が無職、34%が非正規雇用などの被用者で、合わせて8割近くになっています。国保に対する国の責任後退と、国保の加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中で、国保の高騰がとまらなくなったわけです。

国保の構造的な危機を打開するためには、国庫負担をふやす以外に道はありません。国保税が協会健保などの被用者保険と比べて著しく高くなる大きな要因になっているのは、国保にしかない均等割、平等割という保険税算定です。被用者保険の保険税は収入に保険税率を掛けて計算するだけで、家族の人数が保険税に影響することはありません。ところが国保税は所得に保険税率を掛ける所得割、固定資産税の額に応じてかかる資産割のほかに、世帯員の数に応じてかかる均等割、各世帯に定額でかかる平等割を合算して計算されます。このうち、資産割、平等割は自治体の判断で導入しないことが可能ですが、均等割は法律で必ず徴収することが義務づけられています。人間の頭数に応じて課税する人頭税は、古代につくられた税制で、人類史上でも最も原始的で過酷な税とされています。それが21世紀の公的医療制度に残っているわけです。この時代錯誤の仕組みこそ、国保税を低所得者や家族が多い世帯に重い負担にしている最大の要因です。これを廃止し、逆進

的な負担をなくして、所得に応じた保険税にするべきです。全国で均等割、平等割として徴収されている保険税額は、およそ1兆円です。公費を1兆円投入すれば、均等割、平等割をなくすことができ、多くの自治体では協会健保並みの保険税にすることができます。その上で所得割の保険税率の引き下げや低所得世帯に重い資産割がかかる問題などの改善など、各自治体の負担軽減の取り組みも進め、所得に応じた国保税への改革を進める必要があると考えます。

以上の理由で反対討論といたします。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は、反対討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。楠 浩幸君。

〔5番 楠 浩幸登壇〕

○5番（楠 浩幸） 5番 楠 浩幸でございます。私は、議案第30号 平成31年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

国民健康保険は地域における医療の確保と健康増進に寄与する一方で、被保険者の多くは会社を退職された先輩方が多く、組合健保と比べますと年齢層が高いため、医療水準が高く、所得水準は低くなっていることから、被保険者の保険税負担は重く感じられる構造的な問題が課題となっております。

平成31年度国民健康保険事業特別会計は、県に支払う納付金の主な財源となる国保税を、医療費の抑制と高い収納率の維持、湖西市国民健康保険等支払準備基金の活用等で平成24年度から税率を据え置いており、低所得者への税額の軽減を適用するなど、被保険者の税負担をできる限り増加させないための配慮がされておりますが、先ほど委員長報告にもございました県補助金の保険者努力支援分の減額があったように、現行の保険税を維持するためには、保険年金課と健康増進課の連携によります特定健診の受診率の向上や健康寿命を延ばすためのさらなる施策が必要です。いわゆる出るを制する。元気であれば保険税はそんなに高くなるよというようなことなんですね。

つきましては、次年度以降の決算審議におきましては施策の内容と成果が確認できるよう申し送りしたいというふうに考えております。

以上のことから、平成31年度の保険年金課と健康増進課の活動の成果に期待を込めまして、本案に賛成するものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は賛成討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第30号について採決いたします。本案は総務経済委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第3 議案第31号 平成31年度湖西市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案は、3月4日の本会議で福祉教育委員会に付託をいたしましたがお手元に配付してあります福祉教育委員会審査報告書のとおり報告されております。

ここで、福祉教育委員長の報告を求めます。福祉教育委員長 佐原佳美さん。

〔福祉教育委員長 佐原佳美登壇〕

○福祉教育委員長（佐原佳美） 福祉教育委員長の佐原佳美です。

本3月定例会において当福祉教育委員会に付託されました議案第31号 平成31年度湖西市介護保険事業特別会計予算について、3月14日午前10時より委員会を招集し、委員全員と関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その経過の概要と結果を報告いたします。

質問 歳入3款2項4目、保険者機能強化推進交付金の内容と積算の根拠は。

答弁 平成30年度より開始され、高齢者の自立支援や重度化防止、地域共生社会の実現に向けた取り

組みを支援するための交付金である。

国が客観的な指標を設定した上で点数化し、おのこの自治体が行っている取り組みにより点数化され、点数の合計点に応じた交付金が交付されるといいうもので、全国の自治体の施策が点数化されることにより、自治体の努力に応じて相応の支援が受けられる、インセンティブ交付金である。

評価指標は61項目で、事業者への指導や専門職への研修を十分に行っているか、ケアプランの点検をどの程度まで実施できているかなどの視点が盛り込まれており、満点は612点、平成30年度は当市は450点で、県内35市町中19位であった。

平成31年度の積算については、静岡県において取りまとめた県内の自治体の評価点数と第1号被保険者数により、県が独自に算出した湖西市の交付金見込額700万円を計上している。

質問 歳出4款1項2目、生活支援体制整備事業268万8,000円減額の理由は。

答弁 主な要因は、第1層協議体のコーディネーター業務の委託を取りやめ、職員が直接業務を担うため減額とした。市直営にすることで、地域やさまざまな団体との距離を縮め、第1層と第2層との連携強化を目指し、実施していく考えである。

そのほかにも質問、答弁がございましたが、討論なく採決の結果、当福祉教育委員会は全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（二橋益良） 福祉教育委員長の報告は終わりました。

質疑を行います。ただいまの福祉教育委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第31号について採決いたします。本案は福祉教育委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第4 議案第32号 平成31年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

本案は、3月4日の本会議で総務経済委員会に付託をいたしました。お手元に配付してあります総務経済委員会審査報告書のとおり報告されております。

ここで、総務経済委員長の報告を求めます。総務経済委員長 竹内祐子さん。

〔総務経済委員長 竹内祐子登壇〕

○総務経済委員長（竹内祐子） 総務経済委員長の竹内祐子です。

本3月定例会において当総務経済委員会に付託されました議案第32号 平成31年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算について、3月13日午前10時より委員会を招集し、委員全員と関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その経過の概要と結果を報告いたします。

質問 被扶養者保険料軽減対象者が減少した理由は。

答弁 後期高齢者医療制度に加入するまで社会保険の被扶養者であった人に対して、期間を定めずに保険料の軽減措置がとられていたが、平成31年度からは加入後2年間とされたことによるものである。

質問 歳出1款2項1目、徴収費手数料の減額理由は。

答弁 納付書の印刷等を外部委託するに当たり、準備として平成30年度は帳票改修テストに27万円、帳票印刷出力テストに24万円を計上していたが、平成31年度はこの費用が減額となったためである。

そのほかにも質問、答弁がございましたが、討論なく採決の結果、当総務経済委員会は全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（二橋益良） 総務経済委員長の報告は終わりました。

質疑を行います。ただいまの総務経済委員長報告

に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第32号について採決いたします。本案は総務経済委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第5 議案第33号 平成31年度湖西市公共下水道事業会計予算を議題といたします。

本案は、3月4日の本会議で建設環境委員会に付託をいたしました。お手元に配付してあります建設環境委員会審査報告書のとおり報告されております。

ここで、建設環境委員長の報告を求めます。建設環境委員長 荻野利明君。

〔建設環境委員長 荻野利明登壇〕

○建設環境委員長（荻野利明） 建設環境委員長の荻野利明です。

本3月定例会において当建設環境委員会に付託されました議案第33号 平成31年度湖西市公共下水道事業会計予算について、3月18日午前10時より委員会を招集し、委員全員と関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その経過の概要と結果を報告いたします。

質問 予算全体の支出に対して、収入が約3億円不足しているが、問題はないか。

答弁 営業活動に必要な経費である収益的収支は、純利益が約600万円、施設改良などに必要な経費である資本的収支は約3億2,065万5,000円の不足となる。不足額については損益勘定留保資金などで補填することにより、収支は均衡がとれていると考えている。

質問 管路建設改良費の事業内容は。また、工事

費積算における違算再発防止策は。

答弁 新所原駅北口広場内にマンホールポンプ2基を設置予定である。また、開削工法による下水道管理設工事を新所原東地内で口径200ミリを500メートル、三ツ谷地内で口径200ミリを230メートル、口径150ミリを620メートル、新居栄町地内で口径200ミリを150メートルの計1,500メートルを予定している。その他小規模工事をあわせて、工事請負費は2億3,850万円を計上している。

設計違算の防止対策は、担当課の設計担当者以外のチェックのほか、県「ふじのくにづくり支援センター」へ設計書の審査を依頼する予定である。

その他にも質問、答弁がございましたが、討論なく採決の結果、当建設環境委員会は全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（二橋益良） 建設環境委員長の報告は終わりました。

質疑を行います。ただいまの建設環境委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第33号について採決いたします。本案は建設環境委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第33号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第6 議案第34号 平成31年度湖西市水道事業会計予算を議題といたします。

本案は、3月4日の本会議で建設環境委員会に付託をいたしました。お手元に配付してあります建設環境委員会審査報告書のとおり報告されております。

ここで、建設環境委員長の報告を求めます。建設環境委員長 荻野利明君。

〔建設環境委員長 荻野利明登壇〕

○建設環境委員長（荻野利明） 建設環境委員長の荻野利明です。

本3月定例会において当建設環境委員会に付託されました議案第34号 平成31年度湖西市水道事業会計予算について、3月18日午前10時より委員会を招集し、委員全員と関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その経過の概要と結果を報告いたします。

質問 配水量が年々減っていく中で、今後の経営状況をどう捉えているか。

答弁 有収水量は、人口の減少などで毎年約1%減少している。水道料金収入は毎年約800万円前後の減収と見込んでいる。企業債の元利償還金が今後5年は毎年1,500万円から3,000万円減少となることから、新たな借り入れをしなければ水道料金の収入減は補えない。

〔不規則発言あり〕

○議長（二橋益良） 暫時休憩といたします。

午前11時13分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

○建設環境委員長（荻野利明） 水道料金の収入減は補える。

今後は、日常点検や修繕などにより、施設を適正に維持管理する中で更新費用の抑制と平準化を図るなどして安定した経営ができるように調整していきたい。

質問 収益的支出1款1項1目26節受水費の説明を。

答弁 湖西市は、県企業局の遠州水道を受水しており、配水量の約7割が県水で、残りの約3割が井

戸水となっている。平成31年度は平成30年度と同量の約600万立方メートル、消費税増額分367万2,000円を含む4億130万2,000円を見込んでいる。

このほかにも質問、答弁ございましたが、討論なく採決の結果、当建設環境委員会は全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（二橋益良） 建設環境委員長の報告は終わりました。

質疑を行います。ただいまの建設環境委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第34号について採決いたします。本案は建設環境委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第7 議案第35号 平成31年度湖西市病院事業会計予算を議題といたします。

本案は、3月4日の本会議で福祉教育委員会に付託いたしましたがお手元に配付してあります福祉教育委員会審査報告書のとおり報告されております。

ここで、福祉教育委員長の報告を求めます。福祉教育委員長 佐原佳美さん。

〔福祉教育委員長 佐原佳美登壇〕

○福祉教育委員長（佐原佳美） 福祉教育委員長の佐原佳美です。

本3月定例会において当福祉教育委員会に付託されました議案第35号 平成31年度湖西市病院事業会計予算について、3月14日午前10時より委員会を招集し、委員全員と関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その経過の概要と結果を報告いたします。

質問 外来収益について、患者数が減少するのに

増額とした理由は何か。

答弁 常勤医師1名の減少により患者数の減少が見込まれるが、実績と医師とのヒアリングによって平均診療単価が伸びる見込みであることから増額とした。

質問 収益的支出、医業費用の経費委託料の主な減額理由は何か。

答弁 主なものは、医事業務、検査業務及び給食業務である。医事業務では、業務の見直し、電子カルテの導入などによる業務量の削減を行い、検査業務については平成30年度から院内に生化学の検査機器を導入したことにより、外注の検査件数の減少が見込まれる。また、給食業務においては仕様書の見直しについて、業者と現場で業務内容の再確認を重ねたことから減額とした。

討論 賛成。市民が安心して暮らせる医療の提供を担っている湖西病院の役割は、市政にとって大変重要であるが、独立採算を基本とする公営企業としての事業において、繰入金は平成30年度予算に比べ減額にはなっているものの、多額の営業助成を必要としている現状は、依然として深刻な状況である。

新たな病院管理者の就任以降、全国自治体病院協議会による経営診断結果等を参考に経営改善に取り組む中で、さらにスピード感をもった取り組みを願うものであり、予算執行に当たっては、湖西市の地域医療のあり方を踏まえた経営の抜本的改革を進め、赤字体質からの脱却が一日も早く実現されることを期待する。

そのほかにも質問、答弁がございましたが、賛成討論、採決の結果、当福祉教育委員会は賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（二橋益良） 福祉教育委員長の報告は終わりました。

質疑を行います。ただいまの福祉教育委員長報告に対する質疑はございませんか。神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝です。病院事業会計予算について、少し質問したいと思います。

先ほどの全協で、来年度から経営戦略監を1年聖

隸より交流でお見えただいて取り組んでいくというところでございましたが、一番抑えたいところの人員費がさらに膨らんでいくのかなという思いもします。そういった中で、病院事業管理者との職務のすみ分け、そして病院改革プランを進捗するに当たって、事業管理者だけではできないのか。どうしてもアドバイザーを設置しないといけないのか。また、交流を図るということでしたけども、では湖西市のほうから病院、聖隷のほうへどなたか研修に行ったりするのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（二橋益良） 暫時休憩といたします。

午前11時21分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（二橋益良） 休憩を解いて会議を再開いたします。

ちょっと発言だけお願いします。

○17番（神谷里枝） 申しわけありません。委員長の報告の中に含まれておりませんでしたので、撤回します。

でも、こういったことも予算審議の中でしっかり審議していただければと思います。

○議長（二橋益良） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論発言通告書が提出されております。初めに16番 中村博行君の発言を許します。中村博行君。

〔16番 中村博行登壇〕

○16番（中村博行） 16番 中村博行です。議案第35号 平成31年度湖西市病院事業会計予算に対し、反対の立場で討論を行います。

病院会計は企業会計であります。独立採算制を目指す会計です。企業会計の健全経営は、黒字予算、黒字決算です。当予算は市が9億3,500万円余を繰り出しても赤字予算であります。当初から当院の存在するための必要な原資にするべき内部留保を減少させる予算です。キャッシュフローを見ても資金が減少し、資金繰りが厳しくなります。

収入をふやすか、費用を減らすかして黒字にすべきです。特に市からの繰出金の営業助成の中身を具現化し対処しなければ、より必要な経営改善は望めません。

病院の広報きずな36号では、病院は非常に重要な役割を担っているため、決して破綻させてはいけないと記されています。だが、この予算は赤字予算であります。病院みずから存続を危うくしていく予算です。事業管理者に健全経営を認識してもらうために、以上を述べて反対討論といたします。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は反対討論でした。

次に2番 菅沼 淳君の発言を許します。2番 菅沼 淳君。

〔2番 菅沼 淳登壇〕

○2番（菅沼 淳） 2番 菅沼 淳でございます。

今回は賛成討論ということでよろしくお願ひします。

本議案につきましては、本年度予定の医業収支におきまして、例年同様、多額の損失計上が予測されることから、今後の経営状況を心配するところではあります。平成31年度病院事業会計予算には一般会計からの基準内、基準外の繰入金、合わせておよそ前年度比1億8,000万円の減額計上を何より評価すべきと考え、また平成30年、31年度限りの減額にとどまらず、まずは基準外のいわゆる営業助成の早期解消に向け、さらなる経営改革、改善努力を期待して、賛成をするものであります。以上でございます。ありがとうございます。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は賛成討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第35号について採決いたします。本案は福祉教育委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第8 議案第36号 湖西市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） それでは、議案第36号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、湖西市勤労者体育センターの利用料金を市の統一的な基準であります公の施設に関する使用料の算定基準を参考に見直すとともに、平成の元号でいいますと31年、ことしの10月1日から消費税率が10%に引き上げられるということに伴いまして、その分を利用料金に反映をさせようとするものでございます。

本議案は、議案第19号として本議会に提出をさせていただいたものに、一部修正を加えさせていただき、新たに上程をするものでございます。

新たに追加をいたしました改正点は、卓球室及び体育室の個人利用につきまして、スポーツ振興の観点から、中学生以下の利用料を半額にするるとともに、より市民の皆様が利用しやすくなるよう、卓球台1台ごとに専用利用できるようにしようとするものでございます。

ほかの修正部分につきましては、今回の改正に伴う語句の修正がございますが、変更はございません。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。5番 楠 浩幸君。

〔5番 楠 浩幸登壇〕

○5番（楠 浩幸） 5番 楠 浩幸でございます。前回の審議で賛成をさせていただいた手前、今回の改定内容について少しお伺いしたいと思います。

まず、料金設定なんですけれども、中学生以下については半額にするということなんですけれども、なぜこの中学生以下というふうな設定になったのかと

いうところをまずお伺いしたいと思います。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いします。教育次長。登壇してをお願いします。

〔教育次長 鈴木 徹登壇〕

○教育次長（鈴木 徹） お答えいたします。

なぜ中学生以下かということですが、やはり中学生、市内の小・中学生の利用がほとんどということもございまして、小・中学生、そうですね、中学生の利用が非常に多いということもございまして、前回の御質問でありましたように、自分のお小遣いとかそういった中で捻出をしてスポーツをやっていたらということもございまして、やはり高校生とはちょっとその辺が中学生と違うということで、やはり青少年の育成という部分を考えまして、今回は中学生以下ということにさせていただいております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） ほかの施設とも対比をしながら料金設定等々されたということなんですけれども、ほかの施設で中学生以下の特別な料金設定をしているような施設はありましたか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えいたします。

今回の改正の中で、全般的にスポーツ施設は使用料のほう上げさせていただいておりますが、今回の改正の中で専用利用、そういったものにつきましては基本的に中学生以下につきましては半額ということで今回改正させていただいております。

そういった中で今回は、前回の審議の中で個人利用についても中学生以下は専用と同様に半額でどうかという御指摘がございましたものですから、協議をいたしまして、今回個人利用についても半額にさせていただいたということもございまして、以上でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 質問の仕方が悪かったのか、ほかの施設はどうですかというような伺いをしたんですけれども。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） 済みません。ほかの施設

といいますと、スポーツ施設に限らずということ
でございましょうか。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 体育センターというような
ことですので、スポーツ施設に限ってということ
をお願いします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） スポーツ施設につ
きましては、中学生以下は今回、専用料金と半額
という改正をさせていただいておりますので、それ
に合わせて今回は個人利用も半額にさせていただ
いてるというものでございます。

例えばアメニティとか複合施設でございますが、
あそこの部分については、今回、中学生以下の利
用につきまして、アメニティについては個人利用
という部分については半額という設定はしてござ
いませぬ。それにつきましては、もともと今回、
アメニティの利用料の変更につきましては、基本
は変更なしで、消費税分だけ今回は増額させて
いただいております。あとそれに合わせて利用の
形態なんですけど、調べましたところ、やはり利
用するのが大体大人の方で、アメニティの場合
は、余り中学生はそんなに利用していないとい
うのと、あと性質的に、あそこは確かにスポ
ーツ部分なんですけど、レジャー的要素が大き
くて、利用する方もプールとかほかを利用す
るついでにレジャーの中の一環としてバスケッ
トをやったりとか、バドミントンやったりとか
という、大人の利用の方が結構多いものでは
ございます。今回の改正の中ではアメニティに
つきましては中学生以下という部分の設定はし
てございませぬ。以上でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 済みません、勉強不足で。
新居の体育館はどうでしょう。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） 新居の体育館につ
きましては、今回の改正の中で卓球室、卓球の
部分につきましては中学生以下半額という形を
新たに改正させていただいておりますが、あそ
こはもともと個人利用の設定というものがな
くて、その個人利用の設定

がないというのは、勤労者体育センターに比
べまして非常にあそこはアメニティという大ホ
ールと申しますか、メインアリーナの扱いで非
常に広がっております。ですので、あそこの
広い空間を個人で利用するという事は、アメ
ニティと同じように想定はしてはおりません
ですが、新居の体育館につきましては専用利
用のほうで3分割でそれぞれ専用でお借り
できるような設定にさせていただいておるも
んですから、数名の個人で利用したいよう
な場合は、そちらのほうは専用利用3分の
1面とか予約していただいで利用していただ
くということで、そちらのほうの個人利用
についての設定は今回はしてございませぬ。
以上でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 各施設の利用状況を鑑
みて、料金設定をされたということでよろし
いでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） 指定管理者等と
相談しながら、また利用形態等見ながら、
今回は改正をさせていただいておりますとい
うことでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 料金改定しても、も
っと高額の料金を払ってでも利用したいとい
うふうに見えるようなクオリティーを高めた
運用を期待して、終わります。ありがとうご
ざいました。

○議長（二橋益良） ほかに質疑のある
方はございませぬか。吉田建二君。

〔8番 吉田建二登壇〕

○8番（吉田建二） 8番 吉田建二です。

今回改正されます条例の中で、今まで
軽運動室を今度は卓球室に改めるという
ことでございます。

従前、軽運動室として活用されてきた
中において、卓球台も置いてあって、卓
球を楽しむというようなことで利用され
たと思うんですけども、これを卓球室に
改めてしまうということになると、従前
の軽運動室としての活用の状態とかそ
こら辺はどんなぐあいであったか、そ
こら辺についての説明をちょっとお願
いをいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。登壇して
お願

ます。

〔教育次長 鈴木 徹登壇〕

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

従来の表記は軽運動室という表記でございました。今回、卓球室というふうに改めさせていただいております。これにつきましては、より条例上わかりやすくするという意味もございまして、新居の体育館と同じように卓球室に改めさせていただいておりますが、ここ数年来、あそこの部分を軽運動室という形で利用したかどうかということについても調査をさせていただいたわけなんです、実際にはもう卓球オンリーで使用されているのが実情でございます。

今後、あそこの部分を別な目的で使用したいと、全体を利用したいというような申し出がございました場合には、卓球台を隅のほうに折り畳んで、片づけ等して、例えばストレッチとかそういったような形で、利用はできるような形にはなっておるものですから、今回の名称の変更につきましては利用形態がほぼ100%卓球であるということと、よりわかりやすい条例表記にしたいという部分で直させていただきます。

ちなみにあそこ全面を例えば専用で利用したいということであれば、卓球台3台分を専用していただければ、あそこを全面を利用できるというような状況でございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 吉田建二君、どうですか。

○8番（吉田建二） 従前の利用形態とか利用状況を調査した結果、卓球以外の利用は今までなかったので、卓球室に変更しても支障はないというような判断のもとに今度改正される。こういうことで理解をいたします。

もし、その部屋を占有する場合には、卓球台3台分を専用していただければいいよということですが、卓球台は使用しないのに卓球台の専用というのは、何か市民に理解していただきやすいかどうかという、そこら辺を考えたときに、どうかなと思いますけど、そこら辺についての検討はどういうぐあいになされたでしょうか。

それともうあと一つは、卓球以外にも使用ができ

るようにしたいと。卓球台を横へよけて使用できるようにしたいということですけど、そこら辺についてわかりやすく条例上表記するとか、あるいは何か案内をされるとか、何かそこら辺考えておられたら説明をお願いしたいと思います。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

先ほど答弁させていただいたように、現在まであそこを卓球以外に利用するということがここ数年ないと。一般的にあそこを全体で専用する場合は、今まではあそこで大会を開いたりするときに、体育館全体を使いたいよということで、荷物置き場にしたたり、打ち合わせの控室にしたたりということで利用しておったものですから、正直なところ、今後まあそこがほかの目的で利用されるということはほぼ、うちとしても想定はしておらないものですから、一応表記上一番あそこを軽運動室と書いてあって、横のほうに逆に卓球台1台、2台という表記のほうがちよっと紛らわしいかなという御指摘もあったものですから、我々としては新居とあわせて、あくまで卓球室と。基本は卓球室という形で今後も利用させていただきたいなという思いがあるものですから、積極的にあそこをほかのものに使えますよというようなPRのほうは特にしていくという予定もございませんし、あくまであそこは基本は卓球室という考えで運用はしていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 従前の利用実態を十分考えて、それで今度は卓球専用室として活用していきたいということで、そのところを表記を変えるということで一応は理解をいたします。利用される市民の方が、今までは何か使おうと思ってできたけども、今度はもう卓球専用室で全然利用できないんだねというようになりやすいようなことのないように、要は市民の皆さんがスポーツに親しんでいただいて、体力づくりとかそういうことが推進できればと思いますので、そういう配慮をお願いしたいということをお願いして、質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） ほかに質疑のある方はございませんか。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝です。

今回の改正で照明設備の料金を徴収するようになってるわけですが、この経緯について御説明をお願いします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

〔教育次長 鈴木 徹登壇〕

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

照明設備につきましては、今までその辺の表記がなかったということもございまして、照明設備の扱いにつきまして、近隣市町の体育館等いろいろ調べさせていただきました。そうした中で、やはり電気使用料という部分では照明代というのは結構かかりますものですから、そういったことで体育館のほうにも照明利用料を今度新たに設定していきたいと。

ただ、その照明使用料につきましては、一応電気事業者の方に電気の使用料というものを各施設それぞれ見ていただきまして、基本は実費というような金額を設定させていただいております。また、照明使用料につきましては基本的に昼間5時まで、夕刻まで使って、どうしても照明が必要だよというような場合には、別個に照明使用料をいただくという形を今回設定させていただいております。

今まで照明使用料の設定がなかったわけなんですけど、本来は他市の状況等見る中では照明使用料というものは別個に設定をしていったほうが通常であるという判断のもとの中で、今回の見直しの中で含めさせていただいております。

午後5時以降の使用につきましては、その辺につきましては通常もうライトをつけるものですから、利用料のほうに含ませていただいております。昼間使う方と使わない方という部分が結構あるものですから、別個に設定をさせていただいたという形でございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 近隣市町の状況を調べたら、ほぼ取っているのでも湖西も足並みをそろえるという御答弁でしたけども、湖西市においては本当に今ま

で仮の名称を皆さん50円体育館とって、本当に親しみをもって利用させていただいておりました。そういった中で今回、利用料も大人ですと200円、約4倍になりますし、これ、専用で使った場合の電気料金なんですけども、これ、ほかの公共施設等もそういったふうに照明代って勘案されてるんでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

一般的な考え方なんですけど、照明につきましては、もともとそこに例えば勤労者体育センターとかアメニティとか、ああいったように管理者がいるような場合、ああいったところなんかはそちらのほうで電気の使用、使う使わない、そういったものを判断して申し出があればスイッチを入れたりとかという管理ができるんですけど、なかなかそういった、要は管理する人がいないような場所につきましては、そういった部分は、スイッチを利用者が自由に入れたり切ったり、使ったり使わなかったりということができませんものですから、そういった管理者がいないような部分については利用料の中に照明の金額のほうをある程度含めて考えております。要は管理上、なかなかスイッチの入れかえが担当者ができないものですから、利用の状況の中でも把握がなかなかできないということで、管理者がいる施設、そういったところにつきましては照明代金をしっかりと別に設定しております。例えば学校の体育館とか会議室とか、ああいうところで利用者が自由にスイッチを入れたり切ったりとか、エアコンなんかも今回全体の施設の見直しの中で利用料の中にエアコンの利用料も含めさせていただいてる施設が統一的に今回そのような改正になってると思うんですけど、そういった中でやはり今回入れさせていただいた、勤労者体育センターとかアメニティとか新居の体育館とか、管理者さんが管理できるような場所につきましてはしっかりと電気の照明の使用料というのは設定させていただいております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 当局側の言い分もよくわかるんですけども、市民にとっては本当に負担、利用す

る方にとっては本当に、多分これ、正式に公表されていきますと、いろんな意見がたくさん出てくると思います。さらに専用で全部使う人にとっては、昼間使う人たちですね、夕方5時まで使う人たちは、電気代も1時間につき全面だったら120円、1時間で120円かかりますよ、払ってくださいねということになってくるわけですけども、市民感情としますと、なかなか受け入れがたい部分もあるのではないかなと思うんですね。市民の中には、これ、市長が肝いりで進めていく事業なんですけども、住もつかこさいというのでいろいろな細かい設定が市民に伝わっていないものですから、とにかくよそから引越して来たら100万円もらえるという、そっこのほうがすごい浸透してしまっていて、自分たちにはある意味負担を課して、よそから来る人にはそういうふうには手厚くやっていくのかというような市民感情もあることは、これ間違いない話であります。私たちも今歩いておりまして、そういったお話をいただくこともあります。

そういった中でやはりどうしてもこの値上げに伴って照明設備のお金も取らなければならない、これ例えばまず今回は200円に上げておいて、また状況を見ながら照明設備のほうのお金もいただくと、ちょっと段階を経て値上げをとすることはお考えにはなりませんでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） 今回の見直しの中で、やはり基本的に考えていたのは、受益者負担という部分が一番大きいんですが、先ほども言いましたように、本来利用料金の徴収、例えば昼間電気を使う人と使わない人がいるよとか、そういった部分も踏まえまして、やはり逆にそういったところで不公平感が生じていけませんし、他市の状況見る中では、照明代は照明代、ただこれはあくまで過大な徴収ではなくて、実費的な扱いでの徴収という形にさせていただいておりますので、今回の見直しの中では段階的にやっていくということは特段考えていませんでしたし、正直なところ、もともとの設定が50円体育館という、昔からの50円という利用料金が、基本的な部分でちょっと今の時代には余りにもそぐわな

いんではないかと。例えば今回200円に上げさせていただいてはおるんですが、他市の状況とか一般的な物価の価格とかそういったものを見る中で、我々の判断としては決してその200円という金額自体が過大な、非常に今の世間一般的な料金体系とした場合に、決して高いというような考えではなかったものですから、そういった中で照明料につきましても必要経費としてかかる部分については徴収させていただくと、公平感という部分の中でも考えさせていただいたものですから、段階的という部分につきましては今回ちょっと考えておりませんでした。以上でございます。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。ありがとうございます。今回、この議案のみならず、いろんな公共施設の関係で使用料等の見直しが図られている中で、どこの施設か忘れましたが、エアコンの使用料が含まれているたしか施設もあったように思うんですね。エアコンこそ使う使わないがはっきりしているのに、ある施設ではそれがもう使用料に含まれている。こちらのほうはあくまでもそういった受益者負担で別途料金が発生する。なかなか私たちも含め市民の方もちょっと理解しがたい部分があるのではないかと感じておりますので、そういった疑問に十分当局が答えられる体制を整えていただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（二橋益良） ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第36号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第9 議案第37号 湖西市新居スポーツ広場公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第37号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、湖西市新居スポーツ広場公園の利用料金を市の統一的な基準であります公の施設に関する使用料の算定基準を参考に見直すとともに、平成の元号で申し上げますと平成31年、ことしの10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴いまして、その分を利用料金に反映させようとするものでございます。

本議案は、議案第22号として本議会に提出をさせていただいたものに、一部修正を加えさせていただきました。新たに上程をするものでございます。

新たに追加をいたしました改正点は、卓球室の個人利用につきまして、スポーツ振興の観点から、中学生以下の利用料を半額にするとともに、より市民の皆様が利用しやすくなるよう、卓球台1台ごとに専用利用できるようにしようとするものでございます。

ほかの改正部分につきましては、今回の改正に伴う語句の修正はありますが、変更はございません。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第37号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第37号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。間もなく正午になりますが、この議事が終了するまで延長させていただきたいと思いますが、どうですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、それに従います。

○議長（二橋益良） 日程第10 議案第38号 湖西市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 提出者に提案理由の説明を求めます。提出者、議会運営委員長 渡辺 貢君。

〔議会運営委員長 渡辺 貢登壇〕

○議会運営委員長（渡辺 貢） 議案第38号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、本定例会の議案第8号 湖西市部等設置条例の一部を改正する条例制定についてが可決されました。本年4月より市民経済部が市民安全部及び産業部に改められることに伴いまして、総務経済委員会の所管事項の条文を整備しようとするものでございます。

附則といたしまして、本条例は平成31年4月1日から施行しようとするものであります。以上で説明

を終わります。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第38号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第11 議案第39号 湖西市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 提出者に提案理由の説明を求めます。提出者、議会運営委員長 渡辺 貢君。

〔議会運営委員長 渡辺 貢登壇〕

○議会運営委員長（渡辺 貢） 議案第39号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、政務活動費の運用について見直しを行い、議員がより一層活発に調査研究が行えるよう、別表研修費の内容に「議員が研修会を開催するために要する経費」を追加し、支出要件を拡大するものであります。

また、本定例会の議案第10号の湖西市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例制定についてが可決され、宿泊料の支給要件が本条例と同様になり、整合性を図るため、備考を改めるものであります。

附則といたしまして、本条例は平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の政府活動費から適用しようとするものであります。以上で説明を終わります。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第39号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 以上で本日の日程は終了いたしました。

それでは、これにて会議を閉じ、平成31年3月湖西市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後0時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 二 橋 益 良

署名議員 土 屋 和 幸

署名議員 高 柳 達 弥